

# 水防法の改正に伴う 地域総合治水推進計画の変更について

### 〈推進計画の変更〉

大きく、2つの点で変更を行っています。

#### ①水防災意識社会再構築ビジョン

および 水防法の改正を踏まえた計画の一部変更

⇒主に減災（そなえる）対策について

#### ②総合治水条例施行から5年の節目

かつ 計画期間の概ね中間年

⇒取組み内容の修正

# 推進計画の変更の背景

平成27年9月関東・東北豪雨の災害状況



逃げ遅れによる  
多数の被害が発生



出典：国土交通省

<平成27年9月 関東・東北豪雨災害>  
越水や堤防決壊により甚大な被害



今後、気候変動の影響により、  
施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まる



「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」



「水防災意識社会」を再構築し、  
ハード・ソフト対策を一体的に取り組む

# 推進計画の変更の背景 ～水防災意識社会再構築ビジョン、水防法の改正～

平成28年8月台風第10号等の災害状況（北海道）



出典：国土交通省

平成28年台風10号等の一連の台風によって、  
北海道・東北地方の中小河川等で氾濫が発生



逃げ遅れによる多数の死者や、甚大な経済被害



「水防災意識社会」の再構築に向けた取り組みを  
中小河川も含めた全国の河川でさらに加速化

洪水時からの「逃げ遅れゼロ」

「社会経済被害の最小化」の実現

「水防法等の一部を改正する法律」  
平成29年6月施行



加古川流域圏においてもハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進



加古川流域圏地域総合治水推進計画の見直し

# 大規模氾濫減災協議会制度の創設

- 国及び都道府県知事は、多様な関係者が連携して大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するため、洪水予報河川・水位周知河川について、大規模氾濫減災協議会を組織（国協議会は必置、都道府県協議会は任意設置）。
- 大規模氾濫減災協議会では、「水害対応タイムライン」の作成・点検、ICTを活用した災害情報の共有強化等について協議。協議結果には尊重義務。

## 協議会の構成員

### 必須構成員

都道府県・市町村

水防管理者

河川管理者

気象台

### 任意構成員

近隣市町村

国土地理院

警察

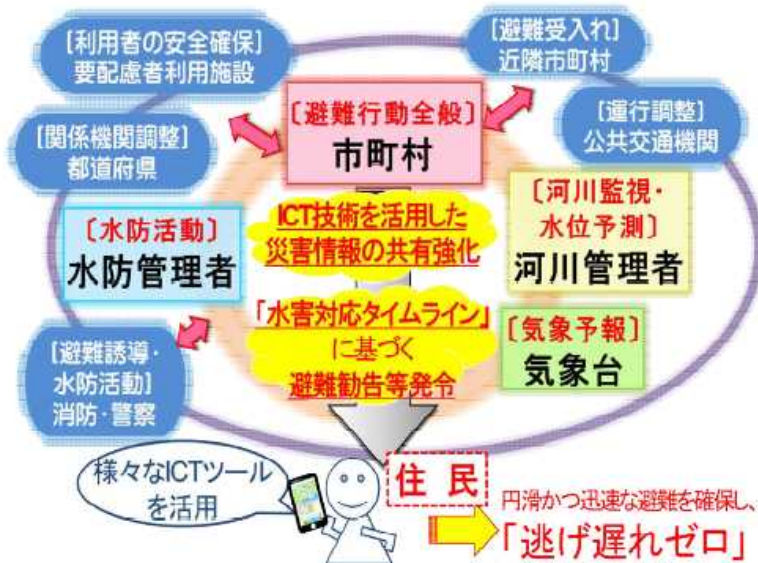
消防

自衛隊

民間事業者 等

## ▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」等を協議会で作成・点検。



## <災害対応のスケジュール表“水害対応タイムライン”>

	国土交通省	交通サービス	市町村	住民
台風発生 台風上陸 の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台風予報</li> <li>○台風に関する記者会見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の早期構築</li> <li>○連絡体制等の確認</li> <li>○協力機関の体制確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行停止の可能性を早めに周知</li> <li>○交通サービス運行停止予告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難の可能性を早めに周知</li> <li>○広域避難体制の確認・周知</li> <li>○防災用品の準備</li> </ul>
災害発生 の危険性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台風に関する記者会見（特別警報発表の可能性）</li> <li>○大雨・洪水等警報</li> <li>○はん濫警戒情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リエゾンの派遣</li> <li>○所管施設の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運行停止手順の確認・公表</li> <li>○広域避難勧告・指示</li> <li>○広域避難者の誘導・受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期に広域避難を開始</li> <li>○広域避難の開始</li> </ul>
台風接近	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大雨・暴風・高潮等特別警報</li> <li>○はん濫危険情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村長へ事態切迫状況の伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難勧告・指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風上陸前に避難を完了</li> <li>○屋内安全確保</li> </ul>
台風上陸	<ul style="list-style-type: none"> <li>○はん濫発生情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村長へ事態切迫状況の伝達</li> <li>○市町村長へ事態切迫状況の伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難勧告・指示</li> <li>○施設保全・待避終了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期復旧・再開が可能となるように運行停止</li> <li>○支援の要請</li> </ul>
0時間前	<ul style="list-style-type: none"> <li>○はん濫発生情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○TEC-FORCE活動（道路啓閉等）</li> <li>○被害状況の把握</li> <li>○緊急輸送路の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況の把握</li> <li>○施設点検</li> <li>○運行見通しの公表</li> </ul>	



(1) 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図の作成・周知

P58～

(2) 想定最大規模洪水を対象とした取り組み

今後記載

(3) ホットラインの構築

P68～

(4) 避難勧告の発令に着目したタイムラインの策定

P68～

(5) 広域避難について

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の支援

今後記載

(1) 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図の作成・周知

P58～

(県)

- 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等を作成し、公表することを記載。
- 全ての県管理河川についても、洪水浸水想定区域図を順次作成

(2) 想定最大規模洪水を対象とした取り組み  
今後記載

(市・町)

- 想定最大規模降雨による洪水浸水想定に基づくハザードマップを作成し、周知を図ることを記載
- 手作りハザードマップ等の市域の実情に応じた取組みを検討することについて記載

(県)

- 市町が実施するハザードマップに関する取組みを支援する

### (3) ホットラインの構築

P68～

(国・県)

- ・市町とホットラインを構築している。水防連絡会で連絡体制を確認することを記載。

#### ホットラインとは

洪水時において、河川管理者が市町村長等へ直接河川情報を伝達する手段のこと

- ホットラインの実施体制や提供情報等を事前に調整することにより、限られた時間の中で、的確な情報提供が可能となる。
- 急激な水位上昇が想定される中小河川においても、市町長の気づきを促し、確実な避難行動に結びつけることができる。

(4) 避難勧告の発令に着目したタイムラインの策定

P68～

- 避難勧告の発令に着目したタイムラインを策定しており、水防伝達演習等を活用してタイムラインを検証することを記載

タイムラインとは

防災関係機関が連携して、災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のこと

# 推進計画の変更項目 ～水防法の改正等を踏まえた変更～

## タイムラインとは

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、加古川沿川の避難勧告の発令等に着目した**タイムライン**(防災行動計画)(案)

【〇〇市】姫路河川国道事務所

※本タイムラインは加古川下流洪水予報区間の〇〇市の区間(河口～15.8k付近)を対象としています。

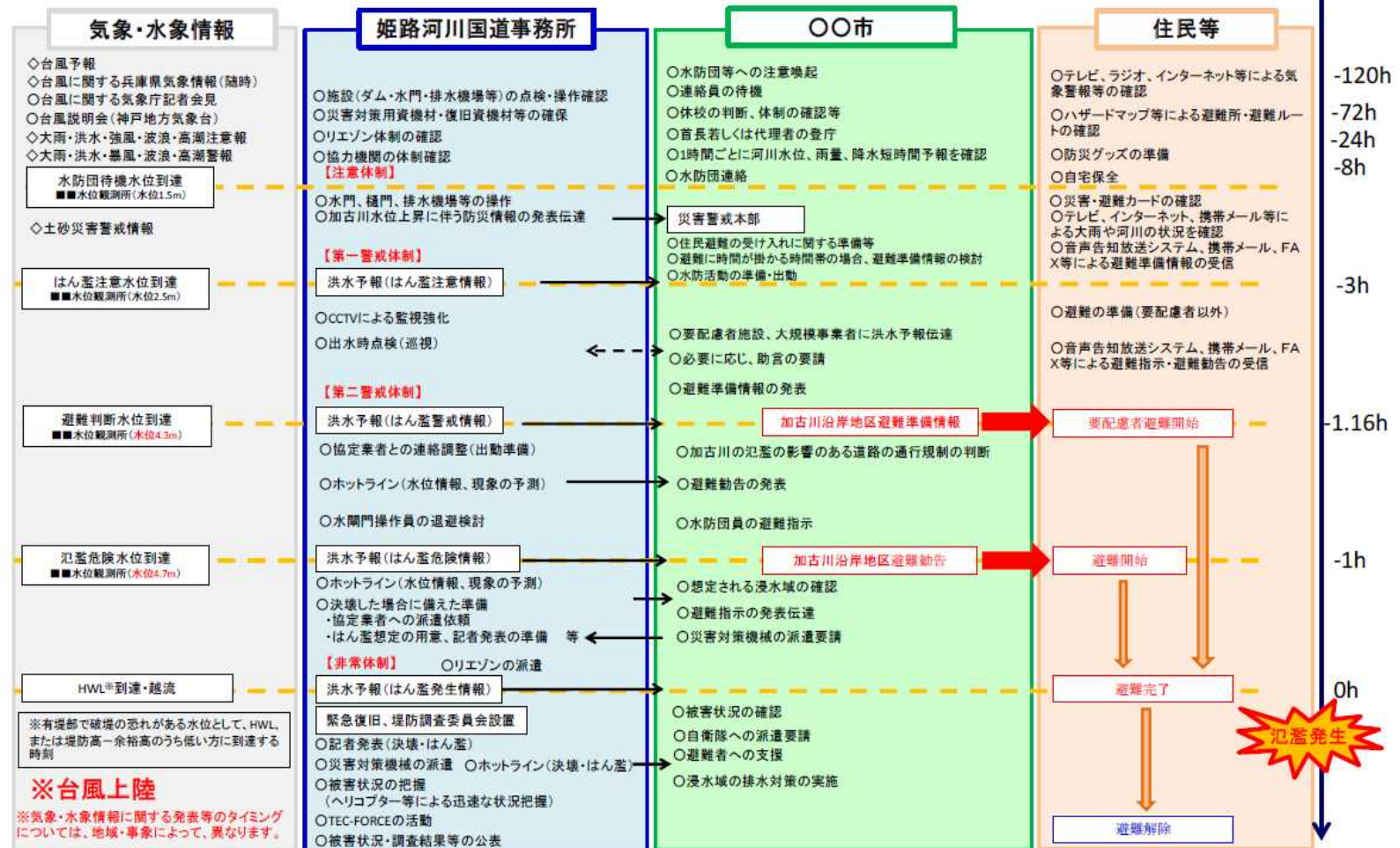
※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府:平成26年4月)を参考に作成。

※タイムライン検討にあたっての前提条件

▽タイムライン設定にあたっての対象洪水について: 河川整備基本方針で対象としている洪水を用いています。

▽タイムライン設定にあたっての氾濫発生時刻(=0)について: 有堤部で破堤の恐れがある時刻(HWLまたは堤防高-余裕高のうち低い方に到達する時刻)のことです。

▽危険水位設定時のリードタイム設定(水位上昇速度等)にあたっての対象洪水について: 危険水位・避難判断水位以上となった既往洪水を用いて設定しています。



(5) 広域避難について

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の支援

今後記載

(市・町)

- 隣接市町等への広域避難も含めた避難場所、避難経路を検討することについて記載
- 要配慮者利用施設管理者に対し、避難確保計画作成を促し、避難訓練の実施等を支援する

(国・県)

- 広域避難に関する先行事例の周知など技術的支援を実施する
- 要配慮者利用施設に関する取組みを支援